

# 建設工事標準請負契約約款の改正 方針(案)について

---

- I. 建設工事標準請負契約約款の概要
- II. 近年の主な約款改正と今回の主な改正事項案について
- III-①. 「コミットメント」条項について
- III-②. 価格等の変動に基づく契約変更協議に関する条項について
- III-③. その他

# I. 建設工事標準請負契約約款の概要

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 国土交通省に、中央建設業審議会を置く。

2 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

3 （略）

## 種 類

### ① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約  
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

### ② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

### ④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

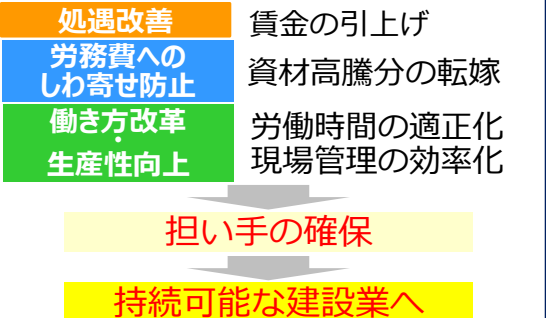
対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

# 【参考】建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号  
令和6年6月14日公布

## 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い<sup>(1)</sup>ため、担い手の確保が困難。  
(参考1) 建設業の賃金と労働時間  
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)  
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)  
※賃金は「生産労働者」の値  
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内  
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)  
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



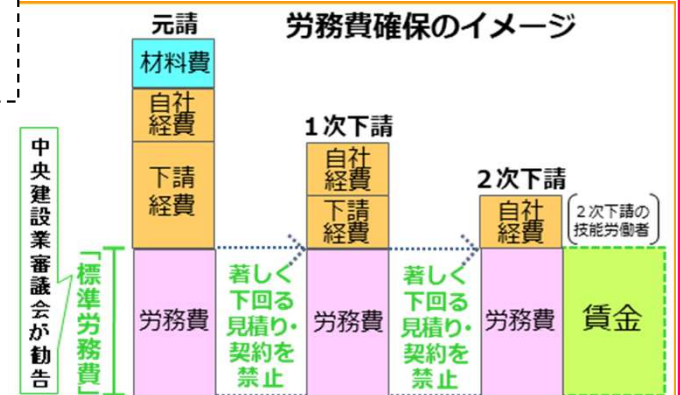
## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化  
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告  
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り  
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止  
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：昨年施行済  
それ以外：本年中に施行

昨年施行により中建審に  
作成権限が付与され、現在基準を作成中



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール  
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化  
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール  
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※  
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制  
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上  
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)  
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)  
→ 特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者  
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



## II. 近年の主な約款改正と今回の主な改正事項案について

検討事項  
⇒次回中建審で結論

### 近年の主な改正

#### (背景・課題)

- H29 ○ 建設業における社会保険加入の推進
- R1 ○ 民法(債権法)が120年ぶりに改正  
○ 「新・担い手3法」の成立
- R4 ○ 全国各地での自然災害の激甚化・頻発化  
○ 土石流災害の発生

#### (主な改正内容)

原則として下請負人を社会保険加入企業に  
限定等

「契約不適合責任」をはじめとした改正民法  
の反映等

災害復旧工事における受注者負担の撤廃等

第三次・担い手3法が本年12月までに全面的に施行されることを受け、  
「契約書のひな形」である約款の規定についても所要の改正を検討

### 主な改正事項案

- ① 「コミットメント」条項の新設
- ② 価格等の変動に基づく契約変更協議に関する条項の見直し
- ③ その他(各種規定の適正化)

# III-①.「コミットメント」条項について

## これまでの経緯

基本問題小委(R5)  
中間とりまとめ

標準約款に、適正な賃金支払いへのコミットメント（表明保証）や技能労働者の賃金（中略）の開示への合意に関する条項を追加することを検討すべき

改正建設業法(R6)

適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請 - 下請間、下請間の全ての段階において確保されるよう、中建審に「労務費の基準」を作成・勧告する権限を与える規定を新設

労務費WG(R6～)

受注者に対する適正な労務費の支払、技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意（「コミットメント」と総称）に関する条項を標準請負契約約款に導入することについて検討

## 約款改正の方向性(案)

受注者が注文者に対し、適正な賃金及び労務費を、それぞれ自らの直雇用技能者及び直接の下請事業者を支払うこと等を約束するとともに、必要に応じて注文者がその支払状況等の開示(\*)を求められるよう、契約当事者が任意で利用できる選択条項を約款に規定

⇒**個々の取引について契約当事者間での適正な賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築**

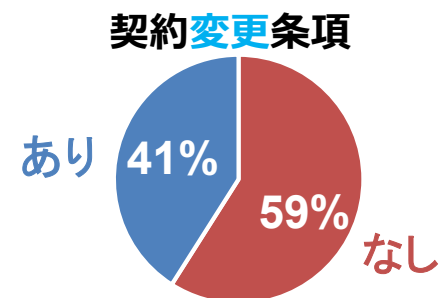
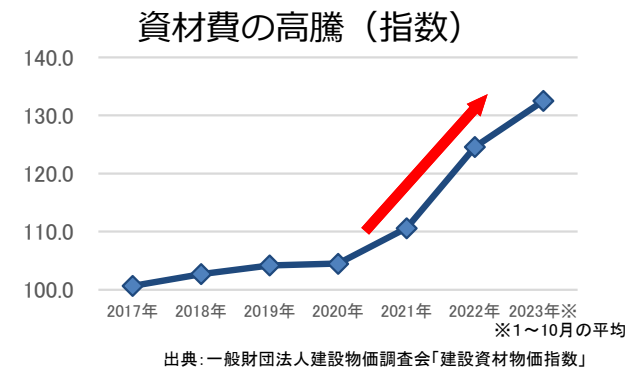
(\*)技能者への賃金支払に係る注文者への情報開示に当たっては、賃金台帳ではなく誓約書を、下請事業者への労務費支払いに係る注文者への情報開示に当たっては、下請との契約書の写しをそれぞれ提出



## 背景

- ✓ 令和3年以降、建設資材価格が急激に高騰し、現在に至るまで高止まり状況
- ✓ 契約変更に関する条項が十分に盛り込まれていない契約が多いことが、資材高騰分の適切な転嫁を妨げ、労務費を圧迫

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を  
契約書の法定記載事項として明確化  
(改正建設業法; 令和6年12月施行)



(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

## 約款改正の方向性(案)

改正法を踏まえ、「変更方法」として契約書への記載が求められる具体的な条項について、最低限盛り込むべき内容を約款に規定

### 契約書(イメージ)

#### 第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

Ⅲ-1、Ⅲ-2のほか、建設業を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、所要の改正を検討

## 約款改正の方向性(案)

### 01 | 前払金の支払 (公共)

- 国土交通省直轄工事(及びこれに倣う国直轄工事)においては、前払金の使途範囲について、これまで毎年財務当局と協議を実施
- 暫定措置として毎年の協議対象とされていた前払金の使途範囲の拡大について、令和7年度から恒久化されることとなったことを踏まえ、公共工事の前金払について規定する約款の条項についても、見直しを実施

＊ 令和7年度より恒久化された拡大範囲は、現場管理費・一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。

### 02 | 暴排条項 (民間、下請)

- 建設業における暴力団の排除に向けた取組については、これまでも各種の取組を実施(公共約款における暴排条項等)
- 多くの業法において欠格要件として暴排規定が一般化したこと、また民民の契約においても暴排条項が一般化してきたことなどを踏まえ、今般、民間約款や下請約款においても暴排条項を追加

### 03 | 一層のパートナーシップ 構築に資する規定の検討 (公共、民間、下請)

- サプライチェーン全体での価格転嫁の実現が重要な課題となっている現状に鑑み、受発注者間のさらなるパートナーシップ構築を通じた価格変更の円滑化等に資する規定について検討

# 【参考】標準約款の改正に関するこれまでの議論

## ○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 中間とりまとめ (令和5年9月19日)(抄)

### (2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

#### ① 民間約款の利用促進

民間建設工事標準請負契約約款(以下「民間約款」という。)(甲)第31条は、請負代金額の変更を求め得る場合を規定している。この民間約款の利用を促進するため、「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」における建設工事標準下請契約約款(以下「下請約款」という。)の利用と同様に、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において、「民間約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により契約を締結することが基本」である旨を明記すべきである。ただし、民間約款には、資材価格の変動等があった場合に受発注者双方が請負代金の変更を求めることができる旨については示されているものの、どの程度の変動があった場合にどのような対応が必要であるか、について明確に示されているわけではない。そのため、民間約款(甲)第31条の趣旨や、同条第1項第5号の「経済事情の激変」、同項第6号の「物価、賃金等の変動」といった文言に対し、どのような場合がこれらに該当するのか、例示も含めて解釈を明示すべきである。併せて、リスク事象が顕在化した場合にそれぞれの契約時点の合意内容等に照らした協議を促進していくべきである。

### (3) 適切な水準の賃金の支払い確保等のための措置

「標準労務費」を参照した適切な水準の賃金の技能労働者への支払いや、技能労働者の社会保険への適切な加入を確保するために、法令において、建設業者に対し労働者の適切な処遇確保に努めるよう求めるとともに、標準約款に、適正な賃金支払いへのコミットメント(表明保証)や技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示への合意に関する条項を追加することを検討すべきである。

# 【参考】公共工事標準請負契約約款（抄）

（請負代金額の変更方法等）

第二十五条(A) 請負代金額の変更については、数量の増減が内訳書記載の数量の百分の〇を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないとき又は内訳書が未だ承認を受けていない場合にあつては変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあつては内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（発注者の催告によらない解除権）

第四十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一～八（略）

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十（略）

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

# 【参考】民間工事標準請負契約約款(甲)(抄)

(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。